

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第 59 号)

令和 4 年 7 月 4 日

徳情個審答申第 59 号

令和 4 年 7 月 4 日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 12 月 27 日付け行財発第 52 号により徳島市長から諮問のありました公文書の部分公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長が行った本件部分公開決定処分（令和 3 年 10 月 12 日付け人事発第 175 号。以下「本件処分」という。）のうち、「平成 29 年 6 月～令和 2 年 4 月までの市議会議員による不当な要望等・不当要求と認定された要望等記録票」における平成 29 年 12 月 20 日に作成された要望等記録票（以下「本件記録票」という。）の相手方及び要望等の内容の部分の一部を徳島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号）第 7 条第 2 号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 3 年 10 月 4 日、徳島市長に対し、次に掲げる公文書の公開を求め、徳島市情報公開条例第 5 条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
 - ア 不当な要望等・不当要求の報告書にあげられている 19 件（後に「20 件」に補正）の事案の根拠となる記録票
 - イ 平成 30 年 4 月（後に「平成 29 年 6 月」に補正）～令和 2 年 4 月までの市議会議員の不当と認定された記録票
- 2 徳島市長は、本件公開請求に対し、次の公文書を対象文書として特定し、令和 3 年 10 月 12 日付けで本件処分をした。このうち、前記イの文書の、面談場所、相手方、要望等の内容及び対応結果の一部の部分については、特定の個人を識別することができる情報であり徳島市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するとして、非公開とされた。
 - ア 職員に対する不当な要望等・不当要求に係る調査報告書（令和 3 年 8 月 20 日付）「第 4 事案の概要と経過」に記載された要望等記録に関する文書

イ 平成29年6月から令和2年4月までの間に作成された徳島市議会議員から受けた不当な働きかけ等に関する要望等記録

- 3 審査請求人は、令和3年12月15日、2のイに該当する公文書として本件処分により部分公開された本件記録票について、非公開部分のうち相手方市議の氏名及び要望の内容の公開を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 当審査会における審査に際し、徳島市長に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和4年1月18日、同文書（令和4年1月18日付け人事発第10号）が提出された。これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたが、意見書の提出はなく、また口頭意見陳述の申立てもなかった。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件記録票については、要望等を行った徳島市議会議員（以下「議員」という。）の氏名及び要望等の内容について非公開となっているが、本件記録票と同様の議員による不当な要望等や不当要求に係る他の要望等記録票については、氏名が公開されているものがあり、整合性・正当性・公平性を見出すことができない。

第4 徳島市長の主張の要旨

- 1 本件記録票に記録された要望等（以下「本件要望等」という。）は、議員の正当な活動ではなく、「不当な働きかけ」に関するものとなっており、氏名を公表することにより、その者の名誉を毀損し、個人の権利・利益を侵害するおそれがある。また、要望等の内容等を公開することにより、特定の個人を識別することができることから、それらの部分についても非公開としたものである。
- 2 本件記録票においては、議員が「不当な働きかけ」を行ったと判断しているものがあるが、これはあくまでも対応した側による判断であり、当該議員や第三者の意見を踏まえたものではない。このような状況において、当該議員の氏名を公開することは、当該議員の名誉を毀損し、個人の権利利益を侵害するおそれがある。
- 3 審査請求人が主張する氏名が公開されているものについては、既に令和3年8月31日の徳島市議会の総務委員会において氏名が公表されていたことから、公開したものである。

第5 当審査会の判断

- 1 本件要望等が公務員等の職務遂行の内容に係る情報に該当するか
徳島市長は、本件要望等が「不当な働きかけ」に関するものであることから、議員の正当な活動ではないと主張する。しかし、議員が市政に関して市の職員に対して行う要望等は、正当な活動であるか否かにかかわらず、公務員等（徳島市情報公開条例第7条第2号ウに規定する「公務員等」をいう。以下同じ。）の職務として行われるも

のであると解さざるを得ない。

そうすると、徳島市情報公開条例第7条第2号ウにより、原則として公務員等の職務の遂行に係る情報については、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分が公開されることとなるが、同号ウの例外規定から、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれ」がある場合にあっては、当該部分については非公開とされる。

2 本件要望等の内容が公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものに該当するか

徳島市情報公開条例第7条第2号ウの「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれ」とは、公務員等の氏名を公開することにより、当該職務の遂行に著しい支障が生じる場合や当該公務員等が犯罪に巻き込まれるおそれがある等公務員等の生命・身体に危険が及ぶおそれをいうとされている。これは、顕名で職務を遂行することが想定されていない公務員等について、その氏名を明らかにすることにより想定される当該おそれから当該公務員等を保護し、そのことにより適切に職務を遂行する趣旨であると解される。

これを議員についてみると、その職務の性格から顕名で職務を遂行することが想定されていることは明らかであり、当該おそれに該当する事例は極めて限定されているというべきである。

当審査会において、本件要望等の内容が、当該おそれに該当するかどうかを直ちに判断することはできないことから、本件記録票について、非公開部分を含めたその全部の提示を受けて審議を行った。

その結果、本件要望等の内容は、本件要望等が「不当な働きかけ」と判断されたことを加味しても、当該おそれには該当しないことを確認した。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

当審査会の判断は以上であるが、要望等の公開等について付言する。

徳島市長はこれまで、議員の行った要望等についての要望等記録票に係る公文書公開請求に対し、当該要望等が不当なものでない場合は、公務員等の職務の遂行に係る情報として氏名等を公開することとし、不当なものである場合は、本件処分と同様に氏名等を非公開とする運用をしてきたことが認められる。

しかし、市政に対する市民の厳粛な負託を受けた議員は、その権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者に利益を図ることなく、市政に対する市民の信頼に応えるべきものであり、その職務において高い倫理観と透明性が要求されること

から、議員が職務として行う要望等の内容は、当然に公開されるべきであるし、それが不当なものであればなおさら公開され市民に知らされるべきである。このことにより、議員が職務として行う要望等が、正しく市民の信頼に応え市民全体の利益に資するものであることを担保できることから、「不当な働きかけ」であることを理由に非公開とする取扱いは、適切なものとはいえない。

そこで、奈良市における「奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱」に基づく要望等の公表例を参考とし、徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例の運用とは異なる制度として、議員からの要望等については、不当であるか否かにかかわらず、その氏名及び要望等の内容を全て公表することとする制度の創設等の対応について検討されたい。

以 上

《参考 1》

答申の決定に関与した委員

会長	永本 能子
委員	島内 保彦
委員	真鍋 恵美子
委員	村崎 文彦

《参考 2》

審査会の審議経過

年月日	審議経過
令和 3 年 12 月 27 日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和 4 年 1 月 18 日	徳島市長から決定理由説明書が提出された。
令和 4 年 2 月 9 日 (3 年度第 9 回審査会)	審議を行った。
令和 4 年 2 月 21 日 (3 年度第 10 回審査会)	審議を行った。
令和 4 年 3 月 4 日 (3 年度第 11 回審査会)	審議を行った。
令和 4 年 3 月 25 日 (3 年度第 12 回審査会)	審議を行った。
令和 4 年 4 月 11 日 (4 年度第 1 回審査会)	審議を行った。
令和 4 年 4 月 26 日 (4 年度第 2 回審査会)	審議を行った。
令和 4 年 5 月 24 日 (4 年度第 3 回審査会)	答申案の検討を行った。
令和 4 年 6 月 20 日 (4 年度第 4 回審査会)	答申案の検討を行った。
令和 4 年 7 月 4 日 (書面による審査)	答申案を確定した。